

会議の概要(議事録)

会議の名称	(番号) 1-15	第3回 墨田区国民保護協議会		
開催日時	平成18年12月11日(月) 午後2時01分から午後3時21分まで			
開催場所	区議会第1委員会室			
出席者数	45人 会長 山崎 昇(墨田区長) 委員 杉谷 史美(陸上自衛隊第一普通科連隊本部管理中隊長) 朝枝 史郎(警視庁第七方面本部長代理) 岩崎 光男(本所警察署長) 渡辺 清一(向島警察署長) 古川 俊明(第五建設事務所長) 佐伯 文博(水道局墨田営業所長) 佐藤 竜太(下水道局東部第一管理事務所長代理) 田中 進(墨田区助役) 久保 孝之(墨田区教育長) 林 栄太郎(東京消防庁第七消防方面本部長) 小田桐行雄(本所消防署長) 山田 一三(向島消防署長) 小嶋眞一郎(墨田区収入役) 岡田 貢(墨田区企画経営室長) 坂田 静子(墨田区総務部長) 今牧 茂(墨田区区民部長) 永廣 修(墨田区地域振興部長) 藤田 彰(墨田区危機管理担当部長) 大滝 信一(墨田区商工担当部長代理) 河上 俊郎(墨田区新タワー・観光推進担当部長) 宍戸 亮(墨田区環境担当部長) 横山 信雄(墨田区福祉保健部長) 松竹 耕治(墨田区高齢者福祉担当部長) 西田みちよ(墨田区保健衛生担当部長) 渡会 順久(墨田区都市計画部長) 渡邊 正雄(墨田区都市整備担当部長) 新井 四郎(本所郵便局長代理) 松野 恵一(向島郵便局長) 松村 廣(首都高速道路株東東京管理局担当部長代理) 朝倉 輝也(㈱NTT東日本-東京東取締役企画総務部長代理) 山本 浩(東京電力㈱江東支社長) 作田 龍昭(東京ガス㈱東部支店長) 長谷川博一(東日本旅客鉄道㈱錦糸町駅長代理) 時田三千夫(東武鉄道㈱曳舟駅長) 市川 寿夫(東京地下鉄㈱住吉駅務区長) 井上 勝美((社)東京都トラック協会墨田支部長代理) 國松 久輝(本所歯科医師会会長) 熊谷 京一((社)東京都向島歯科医師会会長) 光野 順一(墨田区薬剤師会会長代理) 平井 光吉(本所消防団長) 沖山 仁(向島消防団長) 田中 邦友(墨田区議会議長) 日向 功(住民防災組織緑二防災隊隊長) 鎌倉 徳之(住民防災組織東向島町会防災本部本部長)			
	その他	【事務局】 浜田 将彰(安全支援課長)		
会議の公開 (傍聴)	公開(傍聴できる) 部分公開(部分傍聴できる) 非公開(傍聴できない)	傍聴者数	2人	

議 題	<p>1 墨田区国民保護計画に係るこれまでの経緯及びパブリックコメントの実施結果について</p> <p>2 墨田区国民保護計画（素案）の修正について</p> <p>3 墨田区国民保護計画作成に係る答申について</p> <p>4 その他</p>
配 付 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 委員名簿 ・ 墨田区国民保護計画作成に係るこれまでの経緯と今後のスケジュール（案） ・ 墨田区国民保護計画（原案）修正事項一覧 ・ 墨田区国民保護計画（素案） ・ パンフレット「墨田区国民保護計画素案の概要」 ・ 「墨田区国民保護計画」（素案）に係るパブリックコメント実施結果一覧（案） ・ 墨田区国民保護計画（素案）修正事項一覧 ・ 墨田区国民保護計画（案）について（答申）（案）
会 議 概 要	<p>1 開会 危機管理担当部長から、本協議会が原則公開の扱いになることについて報告した。また、協議会の定足数について説明し、出席者数が過半数を超えたことにより会議が成立することを報告した。</p> <p>2 委員の交替 危機管理担当部長から、委員の交替について報告し、新たな委員には委嘱状の机上配布をもって略式により伝達された。また、委員の紹介については、委員名簿の机上配布をもって紹介に代えた。</p> <p>3 会長挨拶 会長である区長から、開会に当たっての挨拶があった。</p> <p>4 議長による議事の進行 協議会の議長は、条例により会長が務めることを説明した。</p> <p>5 議事 (1) 墨田区国民保護計画に係るこれまでの経緯及びパブリックコメントの実施結果について 事務局：安全支援課長から資料に基づき説明し、質疑を行った後、案のとおり了承された。</p> <p>【主な質疑・意見】</p> <p>① 4類型という攻撃パターンの中で、東京大空襲の時のように、ほとんど行政は力を発揮できないような状況になるので、墨田区が攻撃を受けた状況の中で、行政施設なり行政施策をつかさどるヘッドクォーター自体が、計画されている行政力を発揮できるか非常に疑問に思う。</p> <p>回答： 墨田区のみで何か具体的な対応というのは実際には不可能であると思う。国民保護計画の流れは、有事が想定される場合に、国からの指示があって、それを都知事が受けて、それを踏まえて墨田区に指示してくる</p>

	<p>という一連の流れの中で、墨田区として、区民の生命、財産をどう守るかということをおおきく計画して定めておくものと理解している。国や都の指示がないのに、区が何かをするということは有り得ないと思う。したがって、そういう中での対応ということで理解していただきたい。</p> <p>② 4類型の武力攻撃事態が発生した場合には、区として対応のしようがなく、平時の区民生活の維持はできない。また、最小限度として区民生活のライフラインに係るものの維持も不可能である。できる限り区民が安心してある時期を過ごせるように、じっくり対策を練っていただきたい。</p> <p>(2) 墨田区国民保護計画（素案）の修正について 事務局：安全支援課長から資料に基づき説明し、異議なく了承された。</p> <p>(3) 墨田区国民保護計画作成に係る答申について 事務局：安全支援課長から資料に基づき説明し、案のとおり、異議なく了承された。</p> <p>(4) その他 墨田区国民保護計画作成に係る今後のスケジュール（案）について、事務局：安全支援課長から資料に基づき説明し、異議なく了承された。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">会議の概要は、以上である。</p>
所 管 課	地域振興部危機管理担当安全支援課